

## 檜葉町家庭用防犯カメラ等設置補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内の犯罪に対する抑止力の向上や、安全で安心なまちづくりの推進を図ることを目的に、町内に居住する住宅に防犯カメラ等を設置した者に対し交付する家庭用防犯カメラ等設置補助金（以下、「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 この要綱における対象者は、町内の住宅に現に居住し、当該住宅の所在地に住所を有する者とする。ただし、借家にあつてはその設置について貸主の承諾がない者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、町税等の滞納等がある者は補助金の交付対象とならない。

### (補助対象の範囲)

第3条 この要綱において、補助金の対象となる費用は次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラ、映像データ保存装置等の防犯カメラと一体的に機能する機器及びモニター、人感センサーライト、センサーチャイム並びに防犯アラーム等、防犯対策に資する設備（以下、「防犯カメラ等」という。）の購入費。ただし、映像データ等を視聴又は保存するためのスマートフォン又はタブレットの購入に係る費用は除く。
- (2) 防犯カメラ等の設置工事費。ただし、既存設備の撤去及び移設に要する経費は除く。
- (3) 防犯カメラ等設置の表示に係る費用
- (4) 前各号のほか、防犯カメラ等の設置に必要な費用

2 前項の規定にかかわらず、防犯カメラ等を賃借により設置した場合は、補助の対象とならない。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額とし、上限は5万円とする。なお、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

### (補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、檜葉町家庭用防犯カメラ等設置補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書

類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 設置する防犯カメラ等の概要がわかる書類（カタログ等）
- (2) 補助対象経費及びその内訳が分かる見積書の写し
- (3) 自己所有している家屋の場合、所有していることが分かるもの
- (4) 借家・借地の場合、賃貸借契約書の写し及び貸主からの同意確認書（様式第2号）
- (5) 町税等調査についての同意書（様式第3号）又は、町税等完納証明書若しくは滞納がないことの証明
- (6) その他町長が必要と認める書類  
（交付の決定及び通知）

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定する。

- 2 町長は、前項の規定により補助金を交付する又は交付しないと決定した者に対し、檜葉町家庭用防犯カメラ等設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知する。

（実績報告及び補助金の交付）

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、檜葉町家庭用防犯カメラ等設置補助金実績報告書（様式第5号）及び補助金交付請求書（様式第6号）に次の書類を添えて、事業が完了したときから1ヶ月以内に町長に提出するものとする。

- (1) 防犯カメラ等の設置に係る領収書の写し
- (2) 設置した防犯カメラ等全ての機器の現況が分かる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項に掲げる書類の提出があった場合は、その書類を審査し、必要があれば調査の上、補助金を交付する。

（補助金の返還）

第8条 町長は、補助金を交付した者が不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第9条 本要綱の運用については、次のとおりとする。

- (1) 同一の住宅において、複数世帯であっても申請者は1名に限る。
- (2) 機器の増設等があった場合は、都度申請することができる。ただし、補助金の額は既に申請した費用と合算した額が第4条に掲げる上限額を超えない範囲とする。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。